

## 「岩手県 新型コロナウイルス感染症対応資金」の借換制限が緩和されました。

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の皆さまへの資金繰り支援として、保証料及び利子を国と県が補助することにより、「無保証料」かつ「3年間無利子」の「岩手県 新型コロナウイルス感染症対応資金」を取扱いしております。今般、岩手県で定める要綱が改正され、**令和3年2月22日保証申込受付分**から借換制限が緩和されました。

同感染症による影響で売上等が上がらない中での返済開始により、手元資金が急激に減少しないよう、借入した金融機関の「岩手県 新型コロナウイルス感染症対応資金」間での借換ができるよう、下記のとおり借換制限が緩和されました。

### 記

(変更前)本制度による本制度の借換は、原則不可

(変更後)同一金融機関扱いの本制度による本制度の借換は、可

本制度の要綱は、[こちら](#)をご覧ください。